

養蚕経営の目標を達成していくには、個々の経営者の努力とならんで、経営相互間の協力が必要である。養蚕経営の集団活動には、稚蚕共同飼育、蚕室・桑園の共同防除、繭の団体協約取り引き、組合製糸、養蚕協業経営などがある。また、桑園の土地改良や集団化なども、地域内の農家の協力が必要である。経営者の能力として社交性や組織力があげられるのも、集団活動が個別経営の発展にとって重要な意味をもつからである。

## 第4節 繭の販売

### 第1. 出荷

繭は多数の養蚕農家によって、比較的少量ずつ生産されるので、共同して販売するのが有利である。製糸原料として、優劣2種類の繭を混合して繰糸する場合の作業効率や生糸の品位は、両者の中間にならないで、劣った繭の影響を多分に受ける。したがって、蚕品種・飼育・上簇方法を統一して、そろった繭が同一日に大量出荷されるように計画するのがよい。

出荷は農業協同組合単位の団体取り引きが多い。団体取り引きの場合は、農協共同出荷場等に各養蚕農家が繭を持ち寄って合一し、一荷口とする。この合一に先だって各戸別の繭の重量をはかり、場合によっては繭層歩合を調査しておく。繭層歩合がわかれば、繭の解じょによって多少は異なるが、そのほぼ80%が後に述べる生糸量歩合の目安になるので、あらかじめ概略の繭価を算出するのに便利である。

出荷した繭の中にくず繭が混入していると、繭品質評価成績が悪くなり、したがって繭代金も安くなるので、荷口を合一する前にもう一度選繭するのもむだではない。

### 第2. 繭の品質評価と格付

1. 繭品質評価の意義と目的 繭は生糸の原料であるから、その価値は

- (1) その繭から得られる生糸量の多少
- (2) その繭を生糸に製造する場合の加工費の多少
- (3) その繭から得られる生糸の品質の良否

によって定まる。

繭の性状としては、繭の大きさ、1粒の繭重、繭糸の長さ、太さ、色など多数あるが、これらの中から前記の製糸原料としての価値を決める性状について調査することを繭の品質評価といい、調査した性状をまとめて等級をつけることを繭の格付という。一般に繭品質評価といえは、品質評価と格付の両方を合わせた意味に使われている場

合が多い。

繭品質評価・格付の目的は

- (1) 繭の売買取り引き及び処理の円滑と公正をはかること
- (2) 製糸原料としての価値を明確に表示して、これを繭価に反映させ、繭質の改善に役立たせること

にある。

この繭の品質評価・格付は、法律によって繭の売買取り引きの利害に関係のない第三者すなわち都道府県の公立繭品質評価所が行うことになっていたが、現在は自主検査となっている。

**2. 繭品質評価の項目** 繭から生糸を生産する過程で、生糸のほかに二次的に副産物といわれる選除繭<sup>ちよし</sup>、緒糸<sup>よう</sup>、蛹しん<sup>①</sup>、蛹などが生産されるが、一定量の繭から生産される副産物の価格割合は生糸価格のほぼ3%であって、繭の価値に影響する程度はきわめて小さい。そこで、製糸原料としての繭の価値を決める場合は副産物は一応無視した形で行われる。

繭品質評価は次の3項目について実施されている。

(1) 選除繭歩合 検定供用繭から、玉繭及び穴あき繭の全部と内部汚染繭、外部汚染繭、はふ抜け繭、薄皮繭、簇着繭(板付繭)、奇形繭、浮しわ繭(ぼか繭)は選除繭標準写真と対象して除き、その重量割合を百分率で表わす。

(2) 解じょ率 繭から繭糸のほぐれの良否を示すもので、繰糸する途中で糸が切れて繭が落ちた回数<sup>②</sup>の多少で表わすもので、繰糸の際における繭1粒の平均接緒<sup>②</sup>回数の逆数を算出して、百分率で表わす。

(3) 生糸量歩合 前項の繰糸により得た生糸の正量を、繰糸した繭の選除前の選除繭を含む生繭重量に相当する重量で除して百分率で表わす。

**3. 繭の格付** 繭の格付には品質評価項目のうち選除繭歩合と解じょ率の2項目だけを用い、他の1項目は次の理由により格付から除外されている。

すなわち、生糸量歩合は製糸原料繭としての原価を判断する上で最も重要な要素ではあるが、これは繭からどのくらいの生糸量が得られるかという量的な価値を表わすもので、繭の質的な価値を示す選除繭歩合、解じょ率とは別に扱った方が適当である。

① 繭層の最内層部に存在する薄い糸層。この糸層は繭層本体からわずかな間隙をおいて形成されているので、繰糸することが困難で、“びす”として絹紡の原料にされる。“びす”と同義語に用いられることもある。

② 添緒ともいう。何粒かの繭の糸を合わせて繰糸をするとき、その中のある繭に落緒が生じた場合、新たに別の繭を補充するためにその繭の糸はしを繰糸されている他の繭の親糸にからませること。

### 第3. 繭の取り引き

繭の取り引きは、養蚕業と製糸業がようやく分業独立した明治時代は両者で直接に行われていた。大正時代になって製糸業の規模が大きくなってくると、両者の間に仲買人がはいて繭を買い集めて製糸業者に売り渡すようになった。また、この大正時代に生糸の競争相手として人絹が出現すると、製糸業者はこれに対応する一手段として、自社で育成した蚕品種をあらかじめ契約した養蚕農家に飼育させ、生産した繭を買い取る特約取り引きに移っていった。この取り引きにおける繭価は、各荷口から少量の繭を抽出して繰糸（口びき試験という）を行い、その成績を参考にして決めた。

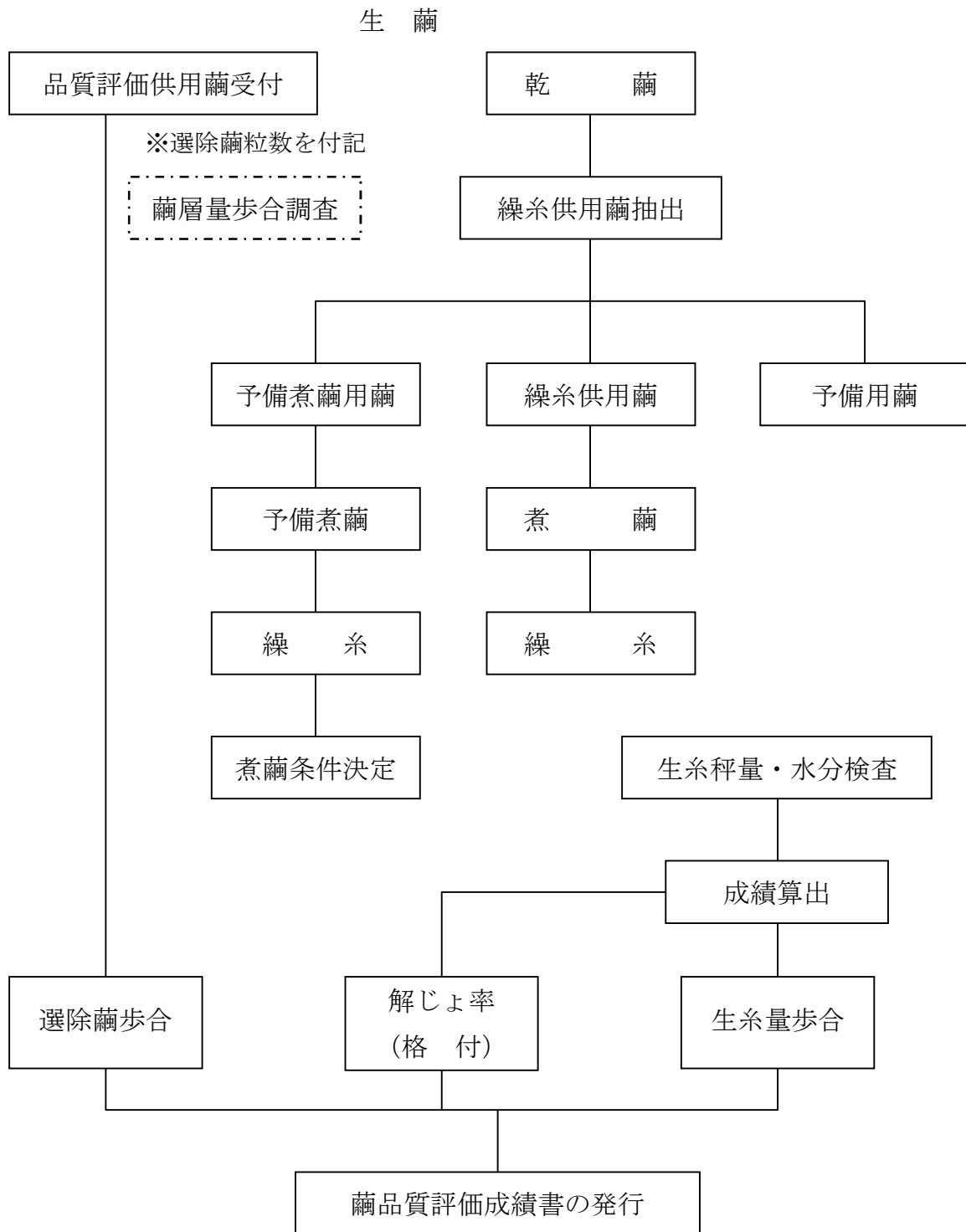
しかし、この方法も不備な点が多く、口びき試験に代わり第三者による繭品質評価制度が、1940年（昭和15年）より実施されるようになった。第二次世界大戦中は一時繭が統制されたが、1949年（昭和24年）より再び自由取り引きになった。

現在の繭取引（繭の販売）については、「繭価格の補填事業」（蚕糸業経営安定対策事業）の実施により、農協の集荷のもと、全国農業協同組合連合会が一元的に製糸業者等に販売する形態となっている。

具体的には、養蚕農家は、所属する農協との間で「専属利用契約」に基づき、繭販売を委託する。同農協は、全国農業協同組合連合会と受委託販売契約を締結し、一元的に販売を行っている。

このため、全国農業協同組合連合会は、繭需要者（製糸業者、真綿業者等）に繭を販売することとなるが、現行（平成19年1月現在）、年間3蚕期（春蚕期、初秋蚕期、晩秋蚕期）ごと、「東京穀物商品取引所の生糸価格」と「農林水産省発表の生糸需給表の生糸流通価格」を参考として、生糸価格の決定がなされ、この額により、製糸業者等が支払う繭価格が決定する。この額と取引指導繭価（平成18年度・1,518円／生繭1kg）の差額を「蚕糸業経営安定対策事業」（独立行政法人農畜産業振興機構の助成事業）による補填金として、全国農業協同組合連合会を通じて、養蚕農家に支援される仕組みとなっている。

繭代金については、選除繭歩合（0.3%以下）、解じょ率（86%以上）の最も優良な繭は2,000円以上／生繭1kg、選除繭歩合（0.3%以下）、解じょ率（80～85%）の優良な繭は1,900円以上／生繭1kgの単価が算出できるシステムとなっている。



<群馬県繭品質評価実施基準による（群馬県繭品質評価協議会）>

9-3 図 繭品質評価の流れ図